

平成27年7月9日

JFE扇島火力発電所更新計画に係る法対象条例方法審査書の公告について (お知らせ)

標記法対象事業について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第53条の規定に基づき法対象条例方法審査書を公告しましたので、お知らせいたします。

- 1 法対象事業者
事業者の名称：JFEスチール株式会社
代表者の名称：代表取締役社長 柿木 厚司
主たる事務所の所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

- 2 法対象事業の名称、種類及び規模
名称：JFE扇島火力発電所更新計画
種類：発電所（火力発電所）の更新
規模：出力25万キロワット級

- 3 法対象事業実施区域
川崎市川崎区扇島1番地1

- 4 法対象条例方法審査書公告年月日
平成27年7月9日（木）

- 5 問合せ先
名称：JFEスチール株式会社
東日本製鉄所（京浜地区） 総務部総務室
住所：川崎市川崎区扇島1番地1
電話番号：044-322-1119

（環境局環境評価室 担当）
電話044-200-2156

ＪＦＥ扇島火力発電所更新計画に係る法対象条例方法審査書

平成 27 年 7 月

川 崎 市

はじめに

ＪＦＥ扇島火力発電所更新計画（以下「法対象事業」という。）は、ＪＦＥスチール株式会社（以下「法対象事業者」という。）が、川崎区扇島 1 番地 1 ＪＦＥスチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区）（以下「製鉄所」という。）敷地内の約 69ha の対象事業実施区域内にある ＪＦＥ扇島火力発電所（以下「発電所」という。）において、製鉄所内で必要とする電力を供給するための発電施設が老朽化したことに伴い、発電施設 1 基を更新するものである。また、その更新においては、現在の汽力発電方式（13.5 万 kW）をコンバインドサイクル発電方式（25 万 kW 級）とすることにより、一層のエネルギー利用の高効率化を図るものである。

法対象事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 27 年 3 月 10 日に当該法対象事業に係る法対象事業実施届及び法対象条例環境影響評価方法書（以下「法対象条例方法書」という。）を提出した。

市は、これを受けて法対象条例方法書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

この法対象条例方法書について、平成 27 年 5 月 29 日に川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成 27 年 7 月 6 日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例 52 条に基づき、法対象条例方法審査書を作成したものである。

1 法対象事業の概要

(1) 法対象事業者

名 称：J F E スチール株式会社

代表者：代表取締役社長 柿木 厚司

主たる事務所の所在地：東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号

(2) 法対象事業の名称及び種類

名 称：J F E 扇島火力発電所更新計画

種 類：発電所（火力発電所）の更新

(3) 法対象事業を実施する区域

所在地：川崎市川崎区扇島 1 番地 1 製鉄所の敷地内

実施区域：約 690,000m²（工業専用地域）

(4) 計画の概要

ア 目的

老朽化した発電所 1 号機の更新

イ 施設の概要

項 目		新 1 号機
原動力の種類		ガスタービン及び汽力 (コンバインドサイクル発電方式)
出 力		25 万 kW 級
年 間 燃 料 使用量	高炉ガス	13.6 億 m ³ _N
	コークス 炉ガス	3.0 億 m ³ _N
	転炉ガス	1.5 億 m ³ _N
	重 油	—
	都市ガス	0.3 億 m ³ _N
煙 突	地上高さ	85m
	基 数	1 基 (1 筒身)
取放水 方式 (既設)	取 水	深層取水 (カーテンウォール) (K. P. -9.000~-7.000m で取水)
	放 水	水中放水 (K. P. -4.500~-2.500m で放水)

- 注：1. 燃料の使用量は、製鉄所から供給される燃料のバランスに応じ変動するため、代表的な燃料構成からそれぞれ年間の使用量を算出した。
2. 製鉄所から発生する副生ガス量は粗鋼生産量に応じ増減するが、現状・将来で生産量は変わらないものとして、発電所で使用する副生ガス量も変動しないものとした。
3. K. P. は、川崎港工事基準面 (基本水準面 C. D. L) を示す。

2 審査結果

(1) 全般的事項

本計画では、環境影響評価法対象の評価項目以外の川崎市環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価項目として、緑の質、緑の量、テレビ受信障害、地域交通及び安全について予測及び評価を行うとしており、その選定はおおむね妥当である。

法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）の作成に際しては、法対象条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえ、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本計画では、緑の回復育成に伴う植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量について予測及び評価を行うとしていますが、代替緑地の整備については、緑の質を確保するため、既存緑地の植物社会学的な調査によって得られた結果を十分に踏まえて予測及び評価を行うこと。

(イ) 緑の量

本計画では、緑の回復育成に伴う緑被変化及び全体の緑の構成について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

イ テレビ受信障害

本計画では、発電所の建築物により発生するテレビ受信障害の範囲及び程度について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

ウ 地域交通（交通混雑、交通安全）

本計画では、工事中における工事用車両の走行による交通量及び交

通流への影響並びに交通安全への影響について予測及び評価を行うとしており、その方法はおおむね妥当である。

エ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

本計画では、供用時の発電所における高圧ガス、危険物による火災・爆発、有害物質の漏洩等の防止等の安全性の確保の程度について予測及び評価を行うとしているが、対象事業実施区域内には高速湾岸線が通っていることから、当該道路を走行する車両に対する安全性の確保についても予測及び評価を行うこと。

(3) 環境配慮項目に関する事項

法対象条例方法書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目の環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、法対象条例準備書において、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成27年 3月 3日	法対象事業実施届及び法対象条例方法書の受理
3月10日	法対象条例方法書の公告、縦覧開始
4月23日	法対象条例方法書の縦覧終了、意見書の提出締切り 意見書の提出 なし
5月29日	市長から審議会に法対象条例方法書について諮問
7月 6日	審議会から市長に法対象条例方法書について答申
7月 9日	法対象条例方法審査書公告 法対象事業者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成27年 5月29日 審議会（事業者説明及び審議）

7月 3日 審議会（答申案審議）